

【社会】

慰安婦記録「軍強制」の詳細開示 公文書館、河野談話の原資料

2013年10月6日 20時42分

戦時中、旧日本軍がインドネシアの捕虜収容所からオランダ人女性約35人を強制連行し、慰安婦としたとの記載がある公的な資料が6日までに、国立公文書館（東京）で市民団体に開示された。資料は軍の関与を認めた河野官房長官談話（1993年）の基となるもので、存在と内容の骨子は知られていたが、詳細な記述が明らかになるのは初めて。

法務省によると、資料名は「BC級（オランダ裁判関係）バタビア裁判・第106号事件」。49年までに、オランダによるバタビア臨時軍法会議（BC級戦犯法廷）で、旧日本軍の元中將らを強姦罪などで有罪とした法廷の起訴状、判決文など裁判記録などが含まれる。

（共同）

# 慰安婦

## 「軍強制」詳細を開示

### 公文書館 河野談話の原資料

戦時中、旧日本軍がインドネシアの捕虜収容所からオランダ人女性約三十五人を強制連行し、慰安婦としたとの記載がある。公的な資料が、国立公文書館(東京)で市民団体に初めて

開示された。資料は軍の関与を認めた河野官房長官談話(一九九三年)の基となった。存在と内容の骨子は知られてきたが、詳細な記述が明らかになるのは、法務省によると、資料名は「BC級(オランダ裁判関係)パタビア裁判・第106号事件」。四九年までに、本軍の元中將(有期刑十二年)、同少佐(死刑)など將校五人と民間人四人を強姦罪などで有罪とした法廷の起訴状、判決文など裁判記録のほか、裁判後に將校に聞き取り調査を

#### 元中將の判決文中にある將校らの証言

「州警察の長に、遊女屋用の女をキャンプで選出するよう依頼した」

「遊女屋が開かれてまもなく日本人將校間に、婦女の多くは強制的に入れられたもので、いつも売春を拒絶していることが知れ渡った」

「〇〇少佐が、遊女屋の指揮、設立、施設、管理等を担当していた」

#### 裁判後の元中將への聞き取り調査

「〇〇大佐らから提案を受け、軍司令部の参謀に、抑留婦人を慰安婦とする件を話したが、反対意見は出なかった」

「州庁側で選出し整列させた婦人(不承諾者も含まれていた)から、中尉が勝手に選定して連れてきた」

「連行後、各人から承諾書をとる際も若干の人々には多少の強制があった」

「敗戦後、連合軍が取り調べると、婦人たちもメンツ上、どうしても強制だったと、あることのないことを並べたてて日本軍部を悪口することになるのは自然で、問題視されるに至った」

した結果が含まれる。計約五百三十枚で、法務省がこれらを要約

したもの。が談話作成の際に集められた資料の戸市の市民団体の請求に対し、九月下旬に開

示した。

元陸軍中將の判決文などによると、四四年、ジャワ島スマラン州に収容されていたオランダ人女性を、日本軍將校が命じて州内四方所の慰安所に連行し、脅して売春させた。判決文には將校らの

証言として「州警察の長に、遊女屋用の女をキャンプで選出するよう依頼した」「婦人は〇〇(將校の名)の要請により州の役人が連れ出した」「女たちは遊女屋に入るまで、どういふ仕事をするのか聞かされていなかった」と記載されている。資料に含まれ、中將が帰国後の六六年、石川県庁で行われた聞き取り調査の記録によると、中將は「連合軍の取り調べとなると、婦人たちもあることないこと並べたてると戦犯法廷に反論する一方、「慰安婦となる」承諾書を取る際も若干の人々に多少の強制があった」と述べた。法務省司法法制部は「古い資料のため、作成の経緯は確認できない」と話している。

# 慰安婦 軍強制示す530枚

## 国立公文書館 河野談話の資料開示

戦時中、旧日本軍がインドネシアの捕虜収容所からオランダ人女性約35人を強制連行し、慰安婦としたとの記載がある公的な資料が6日までに、国立公文書館（東京）で市民団体に開示された。資料は軍の関与を認めた河野官房長官談話（1993年）の基となるもので、存在と内容の骨子は知られていたが、詳細な記述が明らかになるのは初めて。

法務省によると、資料名は「BC級（オランダ裁判関係）バタビア裁判・第106号事件」。49年までに、オランダによるバタビア臨時軍法会議（BC級戦犯法廷）で、旧日本

軍の元中将（有期刑12年）、同少佐（死刑）など將校5人と民間人4人を強姦罪などで有罪とした法廷の起訴状、判決文など裁判記録のほか、裁判後に將校に聞き取り調査をした結果が含まれる。計約530枚で、法務省がこれらを要約したもののが談話作成の際に集められた資料の一つとなった。原資料は99年に同省から公文書館に移管され、神戸市

の市民団体の請求に対し、9月下旬に開示した。

元陸軍中将の判決文などによると、戦時中の44年、ジャワ島スマラン州に収容されていたオランダ人女性を、日本軍將校が命じて州内4カ所の慰安所に連行し、脅して売春させた。

判決文には將校らの証言として「州警察の長に、遊女屋用の女を

### 開示資料中の主な証言

#### 元中将の判決文中にある將校らの証言

- 州警察の長に、遊女屋用の女をキャンプで選出するよう依頼した
- 婦女が収容所から出発するのも自由意思によるものではなく、〇〇(將校の名)の要請により州の役人がキャンプから連れ出した
- 女たちは、遊女屋に入るまでどういう仕事か聞かされていなかった
- 遊女屋が開かれてまもなく日本人將校間に、婦女の多くは強制的に入れられたもので、いつも売春を拒絶していることが知れ渡った
- 〇〇少佐が、遊女屋の指揮、設立、施設、管理等を担当していた

#### 裁判後の元中将への聞き取り調査

- 〇〇大佐から提案を受け、軍司令部の参謀に、抑留婦人を慰安婦とする件を話したが、反対意見は出なかった
- 州庁側で選出し整列させた婦人(不承諾者も含まれていた)から、中尉が勝手に選定して連れてきた
- 連行後、各人から承諾書をとる際も若干の人々には多少の強制があった
- 敗戦後、連合軍が取り調べると、婦人たちもメンツ上、どうしても強制だったと、あつことないことを並べたてて日本軍部を悪口することになるのは自然で、問題視されるに至った

キャンプで選出するよう依頼した」「婦女は〇〇(將校の名)の要請により州の役人が連れ出した」「女たちは遊女屋に入るまで、どういふ仕事をするのか聞かされていなかった」と記載されている。

資料に含まれ、中将が帰国後の66年、石川県庁で行われた聞き取り調査の記録によると、中将は「連合軍の取り調べとなると、婦人たちもあることないこと並べたて、日本軍部を悪口する」と戦犯法廷に反論する一方、「(慰安婦となる)承諾書を取る際も若干の人々に多少の強制があった」と述べた。

法務省司法法制部は「古い資料のため、作成の経緯は確認できない」と話している。

談話見直しは困難  
永井和・京大教授（日本現代史）の話  
慰安所の管理、運営について河野談話は「軍が関与した」との表現にとどめた。「民間業者が運営し、軍は一定の管理はしたが利用しただけ」と主張し、河野談話を見直すべきだとの立場の人もいる。

しかし既にさまざまな資料から、慰安所は軍が設置した軍の施設と証明され、強制性を裏付ける資料も出ており、談話の見直しは難しい。強制連行はなかったと強調すればするほど国際感覚からすれば、歴史的事実からかけ離れ、日本にとってプラスにならない。

## 慰安婦連行

## 軍強制示す詳細記録

## 公文書館開示 河野談話の原資料

戦時中、旧日本軍がインドネシアの捕虜収容所からオランダ女性約三十五人を強制連行し、慰安婦としたとの記載がある公的な資料が、国立公文書館

（東京）で市民団体に開示された。資料は軍の関与を認めた河野官房長官談話（一九九三年）の基となるもので、存在と内容の骨子が知られていたが、詳細な記述が明らかにするのは初めて。

法務省によると、資料名は「BC級（オランダ裁判関係）パタビア裁判・第106号事件」。四九年までに、オランダによるパタビア臨時軍法会議（BC級戦犯法廷）で、旧日本軍の元中將（有期刑十二年）、同少佐（死刑）など將校五人と民間人四人を強姦罪などで有罪とした法廷の起訴状、判決文など裁判記録のほか、裁判後に將校に聞き取り調査をした結果が含まれる。

計約五百三十枚で、法務省がこれらを要約したもののが談話作成の際に集められた資料の一つとなった。原資料は九九年に同省から公文書館に移管され、神戸市の市民団体の請求資料に含まれ、中將が帰国後の六六年、石川県庁で行われた聞き取り調査の記録によると、中將は「連合軍の取り調べとなると、婦人たちもあることないこと並べたて、日本軍部を悪口する」と戦犯法廷に反論する一方、「（慰安婦となる）承諾書を取る際も若干の

人々に多少の強制があった」と述べた。法務省司法法制部は「古い資料のため、作成の経緯は確認できない」と話している。内容の信頼性高い林博史・関東学院大教授（日本近現代史）の話。「パタビア裁判」の資料は、法務省が内部資料とすることを前提に戦犯の被告や弁護人から収集した文書と思われ、内容は信頼性が高い。この文書だけでなく、軍作成の資料などから、慰安所が軍施設であり、強制性があったことは既に明白だ。「強制連行を示す記述がない」という主張は、河野談話までに日本政府が収集した資料の中身を曲解している。政府は資料収集を継続し、新資料に基づいた新たな見解を出すべきだ。

## 河野官房長官談話

1993年8月、当

時の宮沢内閣の河野洋平官房長官が、従軍慰安婦問題の政府調査に基づいて発表した。慰安所は「軍当局の要請により設置され」、管理や慰安婦の移送は「軍が直接あるいは間接にこれに関与した」とした。募集は「軍の要請を受けた業者が主として、これに当たったが、甘言、強圧などにより、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、官憲が直接加担したこともあった」と指摘し、慰安婦に謝罪した。以降、歴代内閣が談話を踏襲する姿勢を表明している。

## 河野談話の原資料

元陸軍中將の判決文などによると、戦時中の四年、ジャワ島スマラン州に収容されていたオランダ女性を、日本軍將校が命じ

て州内四方所の慰安所に連行し、脅して売春させた。判決文には將校らの証言として「州警察の長に、遊女屋用の女をキャンプで選出するよう依頼した」「婦女は○○（將校の名）の要請により州の役人が連れ出した」「女たちは遊女屋に入るまで、どういふ仕事をするのかわからなかった」「中將は聞き取り調査の際、中將は「連合軍の取り調べとなると、婦人たちもあることないこと並べたて、日本軍部を悪口する」と戦犯法廷に反論する一方、「（慰安婦となる）承諾書を取る際も若干の

人々に多少の強制があった」と述べた。法務省司法法制部は「古い資料のため、作成の経緯は確認できない」と話している。内容の信頼性高い林博史・関東学院大教授（日本近現代史）の話。「パタビア裁判」の資料は、法務省が内部資料とすることを前提に戦犯の被告や弁護人から収集した文書と思われ、内容は信頼性が高い。この文書だけでなく、軍作成の資料などから、慰安所が軍施設であり、強制性があったことは既に明白だ。「強制連行を示す記述がない」という主張は、河野談話までに日本政府が収集した資料の中身を曲解している。政府は資料収集を継続し、新資料に基づいた新たな見解を出すべきだ。

## ●「軍強制」詳細開示

慰安婦記録で公文書館

河野談話の原資料

2013/10/07

戦時中、旧日本軍がインドネシアの捕虜収容所からオランダ人女性約35人を強制連行し、慰安婦としたとの記載がある公的な資料が6日までに、国立公文書館(東京)で市民団体に開示された。資料は軍の関与を認めた河野官房長官談話(1993年)の基となるもので、存在と内容の骨子は知られていたが、詳細な記述が明らかになるのは初めて。

法務省によると、資料名は「BC級(オランダ裁判関係)バタビア裁判・第106号事件」。49年までに、オランダによるバタビア臨時軍法会議(BC級戦犯法廷)で、旧日本軍の元中将(有期刑12年)、同少佐(死刑)など将校5人と民間人4人を強姦(ごうかん)罪などで有罪とした法廷の起訴状、判決文など裁判記録のほか、裁判後に将校に聞き取り調査をした結果が含まれる。計約530枚で、法務省がこれらを要約したものが談話作成の際に集められた資料の一つとなった。

原資料は99年に同省から公文書館に移管され、神戸市の市民団体の請求に対し、9月下旬に開示した。

元陸軍中将の判決文などによると、戦時中の44年、ジャワ島スマラン州に收容されていたオランダ人女性を、日本軍将校が命じて州内4カ所の慰安所に連行し、脅して売春させた。

判決文には将校らの証言として「州警察の長に、遊女屋用の女をキャンプで選出するよう依頼した」「婦女は〇〇(将校の名)の要請により州の役人が連れ出した」「女たちは遊女屋に入るまで、どういう仕事をするのか聞かされていなかった」と記載されている。

資料に含まれ、中将が帰国後の66年、石川県庁で行われた聞き取り調査の記録によると、中将は「連合軍の取り調べとなると、婦人たちもあることないこと並べたて、日本軍部を悪口する」と戦犯法廷に反論する一方、「(慰安婦となる)承諾書を取る際も若干の人々に多少の強制があった」と述べた。

法務省司法法制部は「古い資料のため、作成の経緯は確認できない」と話している。

## ●慰安婦問題の資料次々

### 河野談話から20年

旧日本軍の慰安婦問題で、軍の関与と強制性を認めた河野洋平官房長官談話から今年で20年。この間、談話を裏付け、補強する資料が研究者や市民団体の活動で次々と明らかになった。一方、安倍晋三首相は過去に、事実誤認があるとして河野談話の見直しに言及したことがある。これまでに国立公文書館やアジア歴史資料センター(東京)などから開示された資料には(1)陸軍省が慰安所設置を決めた「野戦酒保規程 改正に関する件」、(2)第35師団司令部が軍施設として慰安所運営規則を定めた「営外施設規定」、(3)政府が慰安婦の渡航を認める閣議決定をしたことを示す「渡支那人暫定処理に関する件」、(4)インドネシアや中国での慰安婦強制連行を示す東京裁判の尋問調書—などがあり、いずれも軍や政府の関与、強制性を示している。

安倍政権は現在、「河野談話を踏襲している」との立場だが、第1次安倍内閣の2007年には「強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった」と閣議決定した。

資料を収集してきた一人で、市民団体「強制動員真相究明ネットワーク」の小林久公事務局長＝札幌市＝は「河野談話の事実認定にはあいまいな部分があり、閣議決定はそれさえ覆した。

政府は新たな資料できちんと事実を認定し、慰安婦問題の解決に向けて取り組んでほしい」と話している。

## ●開示資料中の主な証言

### 【元中将の判決文中にある将校らの証言】

「州警察の長に、遊女屋用の女をキャンプで選出するよう依頼した」

「婦女が収容所から出発するのも自由意思によるものではなく、〇〇(将校の名)の要請により州の役人がキャンプから連れ出した」

「女たちは、遊女屋に入るまでどういう仕事か聞かされていなかった」

「遊女屋が開かれてまもなく日本人将校間に、婦女の多くは強制的に入れられたもので、いつも売春を拒絶していることが知れ渡った」

「〇〇少佐が、遊女屋の指揮、設立、施設、管理等を担当していた」

### 【裁判後の元中将への聞き取り調査】

「〇〇大佐らから提案を受け、軍司令部の参謀に、抑留婦人を慰安婦とする件を話したが、反対意見は出なかった」

「州庁側で選出し整列させた婦人(不承諾者も含まれていた)から、中尉が勝手に選定して連れてきた」

「連行後、各人から承諾書をとる際も若干の人々には多少の強制があった」

「敗戦後、連合軍が取り調べると、婦人たちもメンツ上、どうしても強制だったと、あることないことを並べたてて日本軍部を悪口することになるのは自然で、問題視されるに至った」

## ●談話見直しは困難

永井和・京都大教授(日本現代史)の話 慰安所の管理、運営について河野談話は「軍が関与した」との表現にとどめた。「民間業者が運営し、軍は一定の管理はしたが利用しただけ」と主張し、河野談話を見直すべきだとの立場の人もある。しかし既にさまざまな資料から、慰安所は軍が設置した軍の施設と証明され、強制性を裏付ける資料も出ており、談話の見直しは難しい。強制連行はなかったと強調すればするほど国際感覚からずれ、歴史的事実からかけ離れ、日本にとってプラスにならない。

## ●内容の信頼性高い

林博史・関東学院大教授(日本近現代史)の話「バタビア裁判」の資料は、法務省が内部資料とすることを前提に戦犯の被告や弁護人から収集した文書と思われ、内容は信頼性が高い。この文書だけでなく、軍作成の資料などから、慰安所が軍施設であり、強制性があったことは既に明白だ。「強制連行を示す記述がない」という主張は、河野談話までに日本政府が収集した資料の中身を曲解している。政府は資料収集を継続し、新資料に基づいた新たな見解を出すべきだ。



## ●河野官房長官談話

河野官房長官談話 1993年8月、当時の宮沢内閣の河野洋平官房長官が、従軍慰安婦問題の政府調査に基づいて発表した。慰安所は「軍当局の要請により設営され」、管理や慰安婦の移送は「軍が直接あるいは間接にこれに関与した」とした。募集は「軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、甘言、強圧などにより、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、官憲が直接加担したこともあった」と指摘し、慰安婦に謝罪した。以降、歴代内閣が談話を踏襲する姿勢を表明している。